

山梨県公報

第二千五百十七号

平成二十七年

六月十一日

木曜日

目次

○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………	三八一
○平成二十七年における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例附則……………	三八一
○第二項の知事が指定する日……………	三八一
○換地計画の決定……………	三八一
○県営土地改良事業計画の変更……………	三八一
公 告	
○指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知……………	三八二
○換地処分の実施……………	三八四
公安委員会	
○一般競争入札について……………	三八四
その他	
○土地収用法施行令に基づく公示送達……………	三八五

告 示

山梨県告示第九十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成二十七年六月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定する区域 都留市上谷五丁目七百八十四番三、七百八十四番十三、七百九十番一及び七百九十番八の各一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

山梨県告示第二百号

平成二十七年における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例(平成二十三年山梨県条例第三号)附則第二項の知事が指定する日は、平成二十七年六月十二日から同年七月十日までの日及び同年八月三十一日から同年十一月三十日までの日とする。ただし、同年七月十日にあつては午後五時前に、同年八月三十一日にあつては午後五時以後に利用を開始する場合に限り、許可を要しないものとする。

平成二十七年六月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県告示第二百一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(鳥原平地区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十七年六月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年六月十二日から同年七月九日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 異議申立期間

平成二十七年七月十日から同年七月二十四日まで

山梨県告示第二百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(農地環境整備事業・八幡西地区)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

る。

平成二十七年六月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年六月十二日から同年七月九日まで

三 縦覧場所

山梨市役所

四 異議申立期間

平成二十七年七月十日から同年七月二十四日まで

公 告

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を笛吹市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年六月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
笛吹市芦川町新井原字沢妻一九二六の二	今井一男、飯高清重、市川雄司、立澤正清
笛吹市芦川町新井原字沢妻一九二六の四	今井一男、飯高清重、市川雄司、立澤正清、立澤栄、丸山茂春
笛吹市芦川町中芦川字入沢一二六六の二	瀧沢作平
笛吹市芦川町中芦川字入沢一二七五、一二七九、一二八〇の二	芦澤幸江

笛吹市芦川町中芦川字入沢一二九二	芦沢一寶
笛吹市芦川町中芦川字入沢一三二一	芦澤誠忠
笛吹市芦川町中芦川字入沢一三四四から一三四七まで	小林安正
笛吹市芦川町鷺宿字カラサワ二四八〇の四	株式会社東京エンジニア
笛吹市芦川町鷺宿字カラサワ二四八〇の七	桜木ビルディング株式会社
笛吹市芦川町鷺宿字カラサワ二四八〇の八、字柳沢二四七六の三八	鳥海尊壽
笛吹市芦川町鷺宿字深川一八一四、字霧ノ気入二四八一の二五	有限会社三和地産
笛吹市芦川町鷺宿字深川一八六二	宮川角治
笛吹市芦川町鷺宿字深川一八六七	立澤秀野
笛吹市芦川町鷺宿字深川一九六四の三〇、一九六四の三二、字柳沢二四七六の七、二四七六の八	佐藤恵子
笛吹市芦川町鷺宿字深川一九六四の三三、字カラサワ二四八〇の五、字柳沢二四七六の一四、二四七六の三一、二四七六の四三	立澤十一、立澤正次、宮川仁利、宮川剛造、宮川照造、宮川伝二郎、宮川元治、宮川清昭
笛吹市芦川町鷺宿字霧ノ気入二四八一の二二、二四八一の二八	宮川清昭
笛吹市芦川町鷺宿字深川一九六四の三六	大勝輝一
笛吹市芦川町鷺宿字深川一九六四の三八	宮川和也

笛吹市芦川町鶯宿字深川一九六四の三九	石毛春貴
笛吹市芦川町鶯宿字深川一九六四の四一	宮川今朝春
笛吹市芦川町鶯宿字深川一九六四の四五、一九六四の四六	羽田順吉、羽田富士恵
笛吹市芦川町鶯宿字深川一九六四の四七、一九六四の四八	宮川勝也
笛吹市芦川町鶯宿字深川一九六四の五〇	宮川久一
笛吹市芦川町鶯宿字霧ノ気入二四八一の一四、二四八一の六	古殿周一
笛吹市芦川町鶯宿字霧ノ気入二四八一の一七	小田正規
笛吹市芦川町鶯宿字霧ノ気入二四八一の二二	大塚常佳
笛吹市芦川町鶯宿字霧ノ気入二四八一の二四	宮川喜重
笛吹市芦川町鶯宿字霧ノ気入二四八一の七	大勝輝一
笛吹市芦川町鶯宿字柳沢二四七六の一〇、二四七六の一七	野尻いちよ
笛吹市芦川町鶯宿字柳沢二四七六の一八	宮川文作
笛吹市芦川町鶯宿字柳沢二四七六の二一	宮川孝文
笛吹市芦川町鶯宿字柳沢二四七六の二五	宮川福太郎
笛吹市芦川町鶯宿字柳沢二四七六の二七	未續大助、未續芳雅、未續隆子
笛吹市芦川町鶯宿字柳沢二四七六の三二	宮川文次郎

笛吹市芦川町鶯宿字柳沢二四七六の三四	立沢重友
笛吹市芦川町鶯宿字柳沢二四七六の四〇、字霧ノ気入二四八一の一九	大勝忠義
笛吹市芦川町鶯宿字柳沢二四七六の五〇	永昌貿易株式会社、木戸正
笛吹市芦川町鶯宿字柳沢二四七六の五一	宮川孝平
笛吹市芦川町鶯宿字柳沢二四七六の五二	島藤建設株式会社
笛吹市芦川町鶯宿字柳沢二四七六の五四	渡辺和三
笛吹市芦川町鶯宿字柳沢二四七六の五五、二四七六の五八、二四七六の六一、二四七六の六五、二四七六の六六、二四七六の六八、二四七六の七〇、二四七六の七四、二四七六の七九	千代田三菱電機機器販売株式会社
笛吹市芦川町鶯宿字柳沢二四七六の五九	和信産業株式会社
笛吹市芦川町鶯宿字柳沢二四七六の六〇	寺崎優
笛吹市芦川町鶯宿字柳沢二四七六の六一	株式会社ハッピーライフ
笛吹市芦川町鶯宿字柳沢二四七六の六四	河野きよ子
笛吹市芦川町鶯宿字柳沢二四七六の六七	佐野タミ
笛吹市芦川町鶯宿字柳沢二四七六の七一	吉田健一
笛吹市芦川町鶯宿字柳沢二四七六の七三	岡本亜希子、岡本文子
笛吹市芦川町鶯宿字柳沢二四七六の七五	五十嵐清二
笛吹市芦川町鶯宿字柳沢二四七六の七六	新井国光、雪印物産株式会社

笛吹市芦川町鶯宿字柳沢二四七六の七七	穴水要司
笛吹市芦川町鶯宿字柳沢二四七六の八〇	内堀ひろ子

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十七年五月十四日山梨県告示第百六十六号

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（万力地区万力第二工区）の換地処分を平成二十七年六月四日実施した。

平成二十七年六月十一日

山梨県知事 後藤 齋

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十七年六月十一日

山梨県警察本部長 飯利 雄彦

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

山梨県警察総合的行政文書管理システム用サーバ機器等 一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成二十八年一月一日から平成三十二年十二月三十一日まで

4 借入場所

山梨県警察本部長が指定する場所

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 平成二十七年年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十七年山梨県告示第百二十三号）の一定める競争入札に参加することができる者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号の規定による暴力団若しくは同条第六号の規定による暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずるものでないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部警務部警務課文書管理室文書第二担当 電話〇五五一一二一一〇一一〇

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十七年七月三日（金）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成二十七年七月二十四日(金) 午後二時 山梨県庁防災新館八階中会議室

4 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成二十七年七月二十三日(木) 午後四時までに山梨県警察本部警務部警務課文書管理室文書第二担当(郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。

5 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であって、規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十七年七月十日(金)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の場所に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

要

6 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の

減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

7 その他

詳細は、入札説明書による。

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Computer Equipment for comprehensive official documentation management system of Yamanashi Prefectural Police, 1 Set

2 Date and time for tender

2:00PM July 24, 2015

3 Bureau in charge

Police Administration Division, Police Administration Department, Yamanashi

Prefectural Police Headquarters 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi

Yamanashi-ken 400-8586 Japan

TEL 055-221-0110

その他

● 土地収用法施行令に基づく公示送達

土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第五条第二項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、山梨県収用委員会事務局(山梨県庁県土整備部県土整備総務課内)に保管してあるので、送達を受けるべき者にいつでも交付する。当該者が当該書類の交付を受けないときは、平成二十七年七月一日の終了をもってその書類の送達があつたものとみなされる。

平成二十七年六月十一日

山梨県収用委員会

会長 深澤 一郎

一 事件名

高速自動車国道中部横断自動車道新設工事(山梨県南巨摩郡南部町福土字坂下地内から同県西八代郡市川三郷町宮原字御領戸地内まで)並びにこれに伴う町道及び農業用道路路替工事

二 送達書の名称

平成二十七年六月四日付け裁決書の正本

三 送達を受けるべき者

1 住所 不明

ただし、登記事項証明書上の住所は、山梨県大月市御太刀一丁目五番十六号
平井方

2 氏名 内藤善一

四 公示送達に係る土地の所在及び地番

山梨県南巨摩郡身延町一色字和田五千三百八十四番二

五 公示送達に係る掲示の事実

1 掲示されている場所

山梨県庁東側掲示板

2 掲示を始めた日

平成二十七年六月十一日